

**地域社会の持続・発展に向けた地方税財政改革
についての意見**

平成28年5月13日

地 方 財 政 審 議 会

地域社会の持続・発展に向けた地方税財政改革
についての意見

はじめに	～住民の安心・安全に向けた課題克服のために～	・ 1
第一	目指すべき地域の姿と地方財政の姿	・ 2
1.	目指すべき地域の姿	・ 2
(1)	住民生活の安心・安全の確保	・ 2
(2)	地方創生の推進	・ 3
2.	目指すべき地方財政の姿	・ 4
(1)	持続可能な地方財政基盤の構築	・ 4
(2)	地方財政の健全化	・ 5
第二	地方税財政改革の方向	・ 6
1.	一般財源総額の確保	・ 6
(1)	地方財政の現状	・ 6
	(長期間にわたる巨額の財源不足の継続)	
	(国と地方の財政の違い)	
(2)	一般財源総額の確保等	・ 8
	(一般財源総額等の確保)	
	(経済社会情勢等の変化に対応した地方歳出)	
	(今後の歳出特別枠の取扱い)	
	(地方交付税の法定率の引上げ)	
	(地方の財源不足の現状)	
	(財源保障は国の責務)	
	(臨時財政対策債の計画的な償還)	
	(地方税収等の計上の適正化)	
(3)	交付税算定の改革	・ 12
2.	社会保障制度改革等	・ 14
(1)	地方の役割を踏まえた社会保障制度改革	・ 14

(2) 国庫支出金に係るパフォーマンス指標	15
3. 地方行財政改革の推進	16
(1) 行政サービスの確保のための地方自治体の業務改革	16
(地方行政サービス改革の推進)	
(公営企業・第三セクター等の経営の改革)	
(2) 財政マネジメントの強化等	18
(地方公会計の整備)	
(地方財政の全面的な「見える化」)	
(公共施設等の総合的な管理)	
(公営企業会計の適用拡大の推進)	
4. 地方創生への対応	20
(1) 自主性・主体性を発揮したまち・ひと・しごと創生の推進	20
(2) 地域活性化	21
おわりに ～安定的な財政運営を～	22
資料	24

地域社会の持続・発展に向けた地方税財政改革についての意見

平成28年5月13日

地方財政審議会

当審議会は、地域社会の持続・発展に向けた地方税財政改革について検討した結果、次のとおり結論を得たので、総務省設置法第9条第3項の規定により意見を申し述べる。

はじめに ～住民の安心・安全に向けた課題克服のために～

平成27年国勢調査による我が国の人口は1億2,711万人となった。前回（平成22年）調査に比べ、94万7千人の減少となり、大正9年の調査開始以来、初めての人口減少となった。人口の増減や転出転入、高齢化等の状況は地域ごとに異なるが、多くの道府県及び市町村で人口が減少¹しており、地域社会の持続可能性についての不安と危機意識が高まっている。

こうした中でも、住民に身近な行政サービスの担い手である地方自治体が、住民の生活の安心・安全を確保することにより、人々が住み慣れた地域で快適に生活を営み、地域の特性を活かした産業や雇用が生み出される、豊かな地域社会が維持されることが求められる。住民を始めとする多様な個人や団体と連携・協働しながら、創意工夫を凝らして地方の創生に取り組む自治体の動きが本格化している。

また、東日本大震災の発生から5年が経過し、未だ復興の途上にある中で、今年4月に九州地方で発生した平成28年熊本地震は、改め

¹ 平成27年国勢調査の結果概要によれば、都道府県のうち、8都県で人口増加、39道府県で減少、大阪府は人口増加から減少に転ずる。また、全国1,719市町村のうち、1,416市町村(82.4%)で人口が減少しており、人口階級別にみると、人口5万人未満の市数は253から272に増加、人口5千人未満の町村数は237から268に増加し、市町村の人口規模は小さくなっている。

て自然災害の恐ろしさを見せつけた。東日本大震災や熊本地震の被災地に対しては、多数の応援職員が派遣されるなど、国・地方をあげた支援が行われているが、地震や噴火を始め自然災害の多発・多様化の傾向もあり、平時からの災害への備えも、待ったなしに地方自治体に求められる課題である。

近く、政府は、いわゆる骨太の方針において、経済財政運営と改革の基本方針を示すこととなるが、国の財政と並ぶ車の両輪として重要な役割を担う地方財政についても、その主要な項目として議論が行われている。

このような状況に鑑み、当審議会は、目指すべき地域の姿と地方財政の姿を掲げた上で、地域社会の持続・発展に向けた地方税財政改革に対する考え方を示すこととした。

第一 目指すべき地域の姿と地方財政の姿

1 目指すべき地域の姿

(1) 住民生活の安心・安全の確保

高齢化や人口の増減、移動の状況等が今後の日本社会にもたらす影響は全国一律ではない。例えば、首都圏では急速な高齢化の進行や、単独世帯の高齢者の急増が見込まれており、介護や医療サービスの提供体制や担い手の確保が大きな課題となる。一方、中山間地や離島・過疎などの条件不利地域では、日常の移動手段や医療など住民生活に不可欠な生活サービスをいかに確保していくかが、地域全体を維持する上で大きな課題となる。

このように、地域ごとに異なる課題を抱える中でも、それぞれの地域において、住民に身近な存在である地方自治体が行政サービスを安定的に提供し、住民の安心・安全を確保することが重要である。

我が国では、住民への行政サービス提供の主な担い手は地方自治体

である。国と地方を通じた歳出のうち、社会保障、教育、社会資本整備など住民に身近な行政サービスに関連する経費は、地方自治体を通じて支出される割合が高い（資料 1）。

住民に身近な行政サービスを総合的に提供する役割を有する地方自治体が、住民に安心・安全を提供する仕組みとして多様なセーフティネットを築き、住民の満足度を高めて幸せをもたらすことが、目指すべき地域の姿である。地域に住む人々が、自らの地域の未来に希望を持ち、住み慣れた環境で潤いのある生活を送ることが、豊かな地域社会につながる。

（２）地方創生の推進

急速に人口減少・高齢化が進行している中、出生率の向上や、地域における雇用の維持・創出等により人口減少を克服し、活力ある豊かな地域社会の実現を目指すことが重要である。地方の衰退は、日本全体の人の流れを滞らせ、いずれ大都市の衰退につながりかねない。地方創生は、日本の活力を維持するために取り組むべき、我が国の重要課題である。

地方創生の推進に当たっては、地方自治体が様々な施策を有機的に関連づけて総合的に取り組むとともに、自らの地域資源を活かし、様々な個人や団体との連携・協働を行うことが重要である。先行的に事業を開始した地方自治体では、人の流れを呼び込む施策や出生率の向上に向けた新たな施策、地域ごとの歴史や風土を活用した様々な取組等が行われている。平成 27 年度末までに、ほぼ全ての地方自治体が「地方版総合戦略」の策定を終えており²、今年度より本格的に施策の実施が行われていることから、今後の着実な推進により、人口減少への歯止めをかけ、地域の新たな発展が期待される。人口減少の克服のように構造的な課題の解決のためには、分野横断的な取組や長い

² 全ての都道府県、1,737 市区町村（99.8%）において、平成 27 年度中に「地方版総合戦略」を策定済み。

時間が必要となる。このため、地方創生の推進に当たっては、国において、こうした取組を息長く支援していくことが必要である。

地方自治体の「地方版総合戦略」の策定にあたり、女性や若者を含めた住民や議会、産業団体や教育機関を始めとする様々な主体による参画がなされている³。住民の参加のもとで地域の将来が議論されるとともに、解決すべき課題や具体的な対策を共有し、地域の全ての構成員が将来像の実現に取り組む姿は、地方自治そのものである。

こうした点からも、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図る制度的な基盤として、地方分権改革⁴を進めることの重要性が増している。

加えて、住民の議論に基づき、真に必要な行政サービスや、その効果的・効率的な提供方法の選択を行うことができるよう、地方行財政の状況の「見える化」等の環境整備を進めることが重要である。

このほか、地方自治体間の連携や公共施設等の適正配置の推進のように、人口減少社会において、地方自治体がいかにして公共サービスを安定的に提供していくかという視点も重要となる。

2 目指すべき地方財政の姿

(1) 持続可能な地方財政基盤の構築

目指すべき地域の姿を実現するためには、地方自治体が、教育や福祉などの様々な行政サービスを安定的に提供することにより、多様なセーフティネットを築き、住民に安心をもたらすこと、そして地方の

³ 「地方版総合戦略」の策定に当たっては、ほぼ全ての団体において総合戦略推進組織を設置し、その意見を反映しているほか、多くの団体において産官学金労言からの個別の意見聴取、住民からの意見聴取などが行われている。

⁴ 最近の地方分権改革の動きは次のとおりである。

- ・平成26年5月より、地方に対する権限移譲、規制緩和の提案を募る「提案募集方式」が開始されている。平成27年1月に「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」を、平成27年の12月に「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」を閣議決定した。
- ・地方分権改革の具体的な改革の目指すべき方向等については、「個性を活かし自立した地方をつくる～地方分権改革の総括と展望～」(平成26年6月地方分権改革有識者会議(座長: 神野直彦東京大学名誉教授))に記載されている。

創意工夫に基づき、地方創生に取り組むことが重要である。

生活のセーフティネットを地域ごとに整えることや、国に依存せずに主体的に地域課題を克服する事業を進めるためには、地方自治体に安定的な財源を確保することが必要であり、持続可能な、しっかりした財政的基盤の構築が不可欠である。

このため、必要な地方税や地方交付税等の一般財源の総額を適切に確保する必要がある。その際、地方税の一層の充実を図るとともに、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を目指すべきである。

その上で、偏在性の小さい地方税体系を構築してもなお、税源の偏在は残ることから、全国どのような地域であっても、一定水準の行政サービスを確保するために必要な財源を保障する地方交付税の機能が、引き続き適切に発揮される必要がある。

（２）地方財政の健全化

安定的な財政基盤を持続的に確保することにより、行政サービスの主たる担い手である地方自治体はその役割を適切に果たすことが可能となる。

しかしながら、近年の地方財政の状況を見ると、これまで厳しい歳出抑制を行ってきてもなお、平成８年度以降継続して巨額の財源不足が生じており、交付税特別会計借入金や特例的な地方債の増発等によってこれを補填してきた。その結果として、平成２８年度末において、地方の債務残高は、１９６兆円と巨額な水準となっている（資料２）。このように、地方財政は、依然として厳しい状況にある。

地方財政の本来の姿は、臨時財政対策債等の特例的な地方債に依存せず、かつ、巨額の債務残高により圧迫されていない状態である。平成２８年度地方財政計画では、臨時財政対策債の発行額について、前年度より０．７兆円の縮減が行われた。引き続き、特例的な地方債への依存を早急に改善するとともに、極めて大きな地方の債務残高を計

画的に引き下げる必要がある。

このため、地方財政の健全化を図ることが重要であり、歳入面においては、地域経済の活性化や雇用の創出等により、地方税収等の増加を図ることが求められる。また、歳出面においては、歳出の重点化・効率化に取り組むことが求められる。その際、地方歳出の大半は、国が法令等で基準を設定しているもの（警察官や高校教員数など）、国が法令でその実施を義務付けているもの（戸籍、保健所、ごみ処理など）、国庫補助関連事業であるため（資料3）、国の法令、制度、予算等の見直しが行われることが不可欠である。

また、財政健全化のためには、各地方自治体が説明責任を果たしながら、住民や議会による不断の監視のもとで、自律的な財政運営を行うことが重要である。このため、各地方自治体が、他団体との比較を含め、自らの財政状況を的確に把握・公表し、住民や議会が理解しやすい説明を行うことが必要である。

第二 地方税財政改革の方向

1 一般財源総額の確保

（1）地方財政の現状

（長期間にわたる巨額の財源不足の継続）

過去10年間の歳出の推移を見ると、国の歳出は、社会保障関係費の増により全体として増加している。一方、地方財政計画における地方の歳出は、国の制度に基づく社会保障関係費の増を、給与関係経費や投資的経費（単独）の減で吸収しており、歳出特別枠を含めてもほぼ横ばいである（資料4）。このように、地方は、住民に身近な存在として、住民の選択に基づき、これまで国を上回る歳出の抑制努力を続けてきた。

しかしながら、バブル崩壊後の税収の落ち込みや、景気対策・減税

等の国の施策への対応等を背景として、平成8年度以降継続して、地方交付税法第6条の3第2項の規定（毎年度分として交付すべき普通交付税の総額が引き続き地方団体の財源不足額の合算額と比べ著しく不足する場合）に該当する巨額の財源不足が生じてきた。リーマンショックによる景気後退により拡大した財源不足は、近年、税収が回復基調にあることから縮小しているものの、平成28年度においても、未だに5.6兆円の財源不足が存在している（資料5）。

さらに、地方の借入金残高については、投資的経費の縮減により建設地方債の残高が減少しているものの、巨額の財源不足が継続していることから臨時財政対策債の残高が増加しており、全体として約200兆円程度の規模で高原状態となっている。

（国と地方の財政の違い）

地方財政の状況について、国と比較した場合に、基礎的財政収支のみならず財政収支も足元では黒字となっている、国の長期債務残高が増加している中で地方は横ばいとなっているとの見解がある。

この点に関して言えば、そもそも、地方は、国と異なり、金融・経済政策・税制等の広範な権限を有していないことから、国と地方の財政状況を単純に比較することは不適當である。地方は、小さな町村を含め1,788のそれぞれ事情の異なる自治体の集合体であり、国と対比しうる単一の財政主体として認識すべきものではない。地方は赤字地方債の発行権限が限定されていることから、収支均衡を図るためには歳出を削減せざるを得ず、個々の地方自治体において、住民合意のもとで、懸命に歳出抑制の努力が行われてきた。その結果として、財政赤字や債務残高の数値が国と比べて良くなっているにすぎない。

諸外国においても、地方の財政赤字や債務残高は国と比較して大幅に小さく、諸外国と比較してわが国では、地方が多額の債務残高を抱えている状況にある（資料6）。

また、地方交付税を含む国から地方への財源移転（中間支出）の見直しは、国・地方を通じた基礎的財政収支に影響を与えるものではない。

い（資料7）。このため、財政収支及び債務残高における国と地方の財政状況の比較をもとに、国から地方への財政移転の水準のあり方を論じることは、国の負担を地方にしわ寄せするものに過ぎない。これは、国・地方を通じる真の財政健全化の道を放棄し、今後の国・地方の相互理解に基づく財政健全化の取組に影響を及ぼすものである。既に述べたとおり、地方は国と異なり歳出全体の伸びを抑制しており、国より財政収支等が良好なのは、地方の努力によるものである。地方の努力による財政健全化の成果を、国の財政収支の改善に用いるような考え方は、地方が改革を進める意欲を削ぐことになりかねず、適当でない。

（２）一般財源総額の確保等

（一般財源総額等の確保）

地方自治体が、行政サービスを安定的に提供し、少子高齢化・人口減少社会への対応など、増大する行政需要に対してその役割を果たしていくためには、国の取組と基調をあわせながら、歳出全体の重点化・効率化を図りつつも、必要な歳出総額及び一般財源総額を確保する必要がある。特に、近年の自然災害の多発・多様化の状況を踏まえ、防災対策のための事業費や、喫緊の課題である地方創生の事業費及び財源は、重点的に確保すべきである。

（経済社会情勢等の変化に対応した地方歳出）

今後、全国的に人口減少が進むことが見込まれていることから、地方財政においても、人口減少動向を踏まえた歳出の適正化を行うべきとの議論がある。

地方の歳出の大部分は、社会保障など国の制度に基づくものである。地方の歳出の抜本的な見直しを行うためには、国の制度の見直しを行わなければならない。また、人口減少・高齢化に伴い、それまで家族間や民間で行われていた分野や生活関連サービスを公的に確保する

ための取組、出生率向上やひとの流れを呼び込む施策等の、行政として新たに取り組むべき施策が必要となる。これにとどまらず、地方自治体が従来から行ってきた事業についても、消防、ごみ処理など人口密度の低下に伴いコストが増加するものや、高齢者の増加、世帯構成の変化⁵等により、特に社会的な支援を行う事業において、対象者が増加するものがある。こうした歳出の増加要素を踏まえ、必要な歳出水準を確保すべきである。

（今後の歳出特別枠の取扱い）

リーマンショック後の緊急対策として、地方財政計画に歳出特別枠が計上されている。歳出特別枠については、近年、地方創生や公共施設の老朽化対策等に必要な歳出を別途確保した上で、平時モードへの切替えを進める観点から、経済再生に合わせて、段階的に縮小されてきたところである。

平成29年度以降の歳出特別枠の取扱いについては、平成28年度地方財政対策における総務・財務両大臣覚書において、経済再生の進展を踏まえ、両大臣が協議して定めるものとされている。これに基づき、経済再生に合わせ、リーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切替えを進めていく必要がある。その際、地方の歳出は、歳出特別枠を含めてもほぼ横ばいで推移しており、これまで対応してきたように、喫緊の課題等に対応するための経費を別途確保することにより、歳出特別枠分の歳出を実質的に確保する必要がある。

（地方交付税の法定率の引上げ）

我が国では、全国どこの地域に住んでいても、標準的な行政サービスを受けられるようにするため、サービスの担い手である地方自治体に財源を保障している。また、この財源保障によって地域間の財源の

⁵ 平成27年国勢調査によれば、我が国の世帯数は5340万3000世帯と、平成22年から145万3000世帯、2.8%の増加。また、世帯規模は1世帯当たり人員が2.38人で平成22年に引き続き減少している（全ての都道府県で減少）。

不均衡を是正する、財源調整（格差是正）機能も果たしている。地方交付税が、その本来の役割である財源保障機能と財源調整機能を発揮できるようにするためには、その総額を確保することが必要となる。

近年、地方財政は、毎年度巨額の財源不足が生じている。しかしながら、平成8年度以降、継続して地方交付税法第6条の3第2項の規定に該当しているにもかかわらず、法定率の引上げではなく、国及び地方の借入金等により対処されてきた。

地方の借入金残高が約200兆円規模で高原状態となっていることは既に述べたとおりである。地方交付税の安定性と地方自治体の予見可能性を高めるため、これまで当審議会が繰り返し指摘してきたように、地方交付税法の本来の姿に立ち戻り、地方交付税の法定率を引き上げるべきである。

（地方の財源不足の現状）

地方の財政収支が国より良好であることや、今後、折半対象財源不足が解消するとの試算があることをとらえて、地方に「財源余剰」が生じるとの見解がある。

財政健全化に向けた地方の懸命な努力により、折半対象財源不足については、平成28年度には0.5兆円にまで縮減しているが、地方財政においては、なお5.6兆円もの巨額の財源不足が生じているのが現状である。地方の財源不足を折半対象のみととらえ、折半対象財源不足の解消をもって、地方財政に「余剰」が生じるとの見解は誤りである。

（財源保障は国の責務）

これまで地方の財源不足が生じた場合には、国も法定率分を超えて特例加算や別枠加算の形で負担してきた経緯があることから、折半対象財源不足の解消により生じた「財源余剰」を国の債務縮減にもつなげていくべきとの議論がある。

そもそも、地方の歳出の大部分は、社会保障など国の制度に基づく

ものである。地方財政計画は、地方がこれらの標準的な行政サービスを行うための歳出を計上するものであり、その財源を保障することは国の責務である。当審議会が繰り返し述べてきたように、本来、地方の財源不足については、地方交付税法第6条の3第2項の規定により、地方交付税の法定率の引上げ又は地方財政若しくは地方行政に係る制度の改正を行い、その全額を国が対処すべきものである（資料8）。しかしながら、巨額の長期債務残高を抱える等の国の財政状況を踏まえ、国と地方の折半により補填されてきたものである。地方が標準的な行政サービスを行うための財源を保障することが国の責務であるにもかかわらず、国が法定率分以外にも地方の財源不足を負担してきたという経緯を取り上げて、地方の財政健全化への努力を国の債務縮減につなげるべきとの議論は不適當である。財源不足の解消に向けて、更に地方財政の健全化を進める必要がある。

（臨時財政対策債の計画的な償還）

臨時財政対策債の元利償還金相当額として基準財政需要額に算入された額について、その全額が償還又は減債基金への積立てには使われておらず、他の歳出に流用されているとの議論がある。

地方交付税の基準財政需要額に算入される臨時財政対策債償還費は、標準的な償還条件に基づき理論的に算出されるため、ある時点における各団体の実際の臨時財政対策債償還額（減債基金への積立てを含む）とは差が生じうるものである。もとより、地方交付税は、地方の主要な一般財源として、地方交付税法第3条第2項の規定により、その用途を制限することが禁止されている。具体的な用途は各地方団体の判断に委ねられるものであることから、他の歳出への流用という議論自体が不適當である。

また、各地方自治体における財政運営は、議会や住民への説明責任を果たしつつ、それぞれの地域の実情を踏まえて判断されるものである。その結果としての各団体の財政状況は、財政指標の開示等を通じて明らかにされているほか、財政状況が悪化した場合には国の一定の

関与のもとで早期是正の仕組みが設けられている。各地方自治体においては、これらの仕組みを通じて財政の健全性を確保しつつ、地域の実情を踏まえた財政運営を行っていくことが適当である。

なお、各地方自治体においては、将来の償還財源の計画的な確保等を図る観点から、減債基金への積立てを計画的に行っていくことが適当である。

（地方税収等の計上の適正化）

平成22年から26年までの累計で、地方税収等は3.6兆円の決算増収となっていることから、その増収を基金に積み立てるのではなく、精算する仕組みの導入について検討する必要があるとの議論がある。

地方税収等の決算額と計画額の乖離は各年度において過大・過小様々であるが、中長期的には過大・過小は概ね相殺されている（資料9）。

また、地方財政計画は、標準的な歳出・歳入に基づいて作成されており、各地方自治体が歳出を標準以下に抑制する、あるいは歳入を標準以上に確保すれば、新たな施策の財源を生み出すことが可能であるため、地方の経営努力を生み出す仕組みとなっている。仮に、決算額と計画額との乖離を精算するような仕組みを導入する場合、地方の努力を促す機能を損なうおそれがあることに留意すべきである。

なお、地方税収の見積もりは、国税収の見積もりや経済見通しを基礎としており、これらを的確に行うことが地方税収の的確な見積もりに直結するものとする。

（3）交付税算定の改革

地方の歳出の大半は、法令等により義務付けられている経費や、国の補助事業に基づく経費であり、地方が標準的な行政サービスを行うためには、国として適切に財源保障することが不可欠である。今後と

も、行政サービスの安定的な提供により、住民生活の安心・安全を確保するため、地方交付税の財源保障機能が適切に発揮される必要がある。

その上で、地方が工夫可能な歳出については、後述するクラウド化の推進や民間委託の推進等の業務改革を行い、その進捗にあわせて他団体のモデルとなるようなものを、地方交付税の基準財政需要額の算定に反映すること（トップランナー方式）が考えられる。

トップランナー方式の導入に当たっては、まずは、業務改革の取組の推進があり、その上で、地方交付税法の趣旨に沿って、業務改革の推進の状況を踏まえて、合理的かつ妥当な水準における標準的な経費を単位費用に反映していくべきである。このような考え方に立って、平成28年度から、既に多くの団体が業務改革に取り組んでいる16業務について、業務改革を反映した経費水準を3～5年程度かけて段階的に単位費用の積算に反映すること等を内容とした地方交付税法の改正法が今国会で成立したところであり、この内容に沿って着実に取組を進めていくことが重要である。

また、算定に当たっては、小規模団体では民間委託等の業務改革が実施困難であったり、効果が小さい場合も考えられる。そのような地域の実情を踏まえるとともに、地方自治体への影響等を考慮する必要がある。

今後、可能なものからトップランナー方式を導入することとされている7業務⁶についても、地方交付税の財源保障機能が適切に発揮されることを前提とするとともに、標準的な経費を算定するという地方交付税法の規定に則って対処すべきである。そのため、まずは課題等を整理し、地方自治体や当該業務の所管官庁の意見を十分に聞きつつ、丁寧に導入可能性について検討を行う必要がある。

⁶ 経済・財政再生計画改革工程表（平成27年12月24日経済財政諮問会議決定）に沿って、地方行政サービス改革に係る調査によって把握することとしている地方自治体の業務改革のうち、23業務を検討対象とし、平成28年度はそのうち16業務について導入を開始。残る7業務については、平成29年度以降、課題等を検討し、可能なものから導入することとされている。

トップランナー方式の導入により生み出された財源は、社会保障に要する経費や地方における重点課題に対応するための経費に振り向けるなど、重点化・効率化を進めていくことが適当である。

また、地域の活性化等に取り組む地方を支援するために、まち・ひと・しごと創生事業費⁷の交付税の算定において、地域経済活性化等の成果を一層反映⁸すべきである。地方創生は、実際に取組を始めてからその成果が生じるまでには一定の期間が必要であり、息の長い取組が求められる。その中で、地域活性化等の成果の一層の反映に当たっては、多くの地方自治体が策定したばかりである「地方版総合戦略」の内容や、成果の実現具合、条件不利地域等の地域の実情、地方自治体の意見等を十分踏まえ検討を行うことが必要である。

2 社会保障制度改革等

(1) 地方の役割を踏まえた社会保障制度改革

少子高齢社会を迎え、医療や介護などの社会保障が行政サービスに占める割合は増大している。このため、政府の「経済・財政再生計画」において、「社会保障は歳出改革の重点分野である」とされるなど、現在、今後の療養病床の在り方も含めた医療・介護提供体制の改革、医療費・介護費の「見える化」、予防等の取組を促すインセンティブ改革、医療費の適正化など様々な検討が進められている。

⁷ 地方自治体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点から、平成27年度の地方財政計画の歳出に「まち・ひと・しごと創生事業費」を創設。地方交付税において、既存の「地域の元気創造事業費」を増額するとともに、新たに「人口減少等特別対策事業費」を創設。「人口減少等特別対策事業費」の算定に当たっては、人口を基本とした上で、まち・ひと・しごと創生の「取組の必要度」及び「取組の成果」を反映。

⁸ 経済・財政再生計画改革工程表（平成27年12月24日経済財政諮問会議決定）において、「「まち・ひと・しごと創生事業費」の地方交付税の算定のうち、「人口減少等特別対策事業費」について地域の活性化等の取組の成果の一層の反映を検討」することとされており、「地方版総合戦略に基づく取組の成果の実現具合等に応じ、「成果」を反映した配分を集中改革期間の後は、5割以上とすることを目指す」こととされている。

（集中改革期間：平成28年度～平成30年度）

社会保障制度の持続可能性を確保するためには、効率化も必要ではあるが、今般の社会保障・税一体改革の原点は、安定財源を確保し、社会保障の充実・安定化を実現することであることを忘れてはならない。

その上で、年金を除く社会保障サービスの多くは、住民に身近な地方自治体を通じて提供されており、地方自治体の果たす役割は極めて大きい。現在、地方自治体においては、地域医療構想や医療費適正化計画の策定など、地域の実情を踏まえながら改革に取り組んでいるところである。このため、社会保障制度改革を推進するに当たっては、社会保障サービスの担い手である地方自治体の意見を十分に踏まえ、実効性のあるものとするのが重要である。

(2) 国庫支出金に係るパフォーマンス指標

国庫支出金については、「経済・財政再生計画」において、「予算の所管府省庁は、自治体に対して施策に対応するパフォーマンス指標の設定を求める」との改革の方向性が示されている。これを受け、現在、パフォーマンス指標の設定や当該指標の配分への反映方法などが議論されている。

国庫支出金のうち、義務教育費国庫負担金等の国庫負担金については、地方自治体が法令に基づいて実施しなければならない事務であって、国と地方自治体相互の利害に関係がある事務のうち、なお、国が進んで経費を負担する必要があるものとして、国と地方との役割分担を前提に国が義務的に支出する経費である。このため、パフォーマンス指標の設定の対象とすることにはなじまない。今後、国庫支出金に係るパフォーマンス指標の設定等の検討に当たっては、地方への負担転嫁とならないよう、地方の意見を十分に踏まえるべきである。

3 地方行財政改革の推進

(1) 行政サービス確保のための地方自治体の業務改革

これまで地方自治体は行政サービスの多くを担い、地域や住民の期待に应运してきた。厳しい財政状況に直面する一方で、人口減少や超高齢化、公共施設や設備の老朽化など新たな課題が山積している中、地域や住民が必要とする行政サービスを的確に提供する体制の確保が不可欠である。行政として対応しなければならない政策・課題に重点的に対応するため、住民組織など地域を支える様々な団体との連携や、行政の簡素化・効率化を目的とした民間委託等の推進も求められる。

(地方行政サービス改革の推進)

質の高い行政サービスを引き続き効率的・効果的に提供するため、地方自治体においては、定型的業務を中心とした事務・事業の民間委託の推進、指定管理者制度等の活用、窓口の事務コストの最適化、給与・旅費等に関する庶務業務の集約化、自治体情報システムのクラウド化、PPP⁹ /PFI¹⁰ の推進等の積極的な業務改革の推進に努めることが必要である。

こうした観点から、国においては、各地方自治体のこれらの取組状況について、「見える化」及び比較可能な形での公表に取り組んでいるところである。今後、継続して毎年度フォローアップを行い、業務改革を推進するに当たっての課題や課題への対応策についても把握に努めることが重要である。

さらに、行政コストの比較を通じて行政効率を「見える化」していくことが重要である。しかしながら、「見える化」する指標をどのよ

⁹ Public Private Partnership の略。行政と民間が連携して、それぞれお互いの強みを活かすことによって、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値や住民満足度の最大化を図るもの。

¹⁰ Private Finance Initiative の略。「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に基づき、公共施設等の建設、維持管理及び運営等を、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

うに設定するかについては、様々な観点から十分な検討が必要である。例えば、窓口業務に係る住民1人あたりコストを指標として設定することについては、人口の規模や繁忙期の流出入など社会動態、業務処理に用いるシステムの仕様、配置職員の雇用形態等の各種要因によって大きな影響を受けることに留意すべきである。

また、定型的業務にとどまらず、様々な行政サービスについて、市町村間の広域連携や事務の共同処理、地域コミュニティを支える個人や団体との協働が進められているほか、企業やNPOなどの連携により地域課題を解決し、住民満足度の向上を図る取組も行われており、今後も積極的な展開が期待される。

（公営企業・第三セクター等の経営の改革）

公営企業は、住民生活に身近な社会資本を整備し、必要なサービスを持続的に提供する役割を果たしており、将来にわたって公共の福祉を増進していく必要がある。しかしながら、公営企業の経営を取りまく環境は、人口減少等による料金収入の減少や保有資産の大量更新期の到来等により、一層厳しさを増している。

このため、公営企業においては不断の経営健全化の取組が求められており、昨年¹¹の12月意見¹¹において述べたように、抜本的な改革の検討や経営戦略及び新公立病院改革プランの早期策定など、経営改革の取組を推進することが重要である。これらの取組が着実に進むよう、国は必要な支援に取り組むべきである。

また、上下水道事業については、持続的なサービスの提供を可能とするため、地域の実情を踏まえて、様々な広域連携や多様なPPP/PFIの活用について検討を行うことが重要である。特に、施設等の老朽化に伴う大量更新期を迎えている水道事業については、国としても、都道府県単位の広域連携に関する検討体制の構築を促し、経営基盤の強化を図る必要がある。

¹¹ 今後目指すべき地方財政の姿と平成28年度の地方財政への対応についての意見（平成27年12月18日地方財政審議会）

さらに、第三セクター等については、標準財政規模に比して多額な損失補償等を行うなど財政的リスクが高い水準に達している地方自治体は、経営健全化に速やかに取り組むことが求められる。このため、国は、各地方自治体の財政的リスク等の調査・公表を行うことにより改革に取り組む気運を醸成するとともに、先進事例集の作成・公表により経営健全化の取組を一層促進することが必要である。

（２）財政マネジメントの強化等

地方財政の透明性、予見可能性を高め、財政のマネジメントを強化することは、地方財政の健全化につながる。地域で真に必要な行政サービスの効果的・効率的な提供手法を住民が選択できるように、国が環境を整備し、各地方自治体の取組を通じて、歳出の効率化を図ることが求められる。

（地方公会計の整備）

地方自治体の財政状況について、発生主義・複式簿記といった企業会計の考え方及び手法を参考として、財務書類や固定資産台帳を整備し、より一層の「見える化」を図っていくことが重要である。

このため、全ての地方自治体において、統一的な基準による財務書類等を作成・公表する必要がある。平成２９年度までの整備に向け、平成２８年度はその整備が本格化する特に重要な一年となることから、無償提供されている標準ソフトウェアの一層の普及を図るなど、必要な措置を引き続き講じるべきである。

また、管理会計的な観点から、施設別・事業別の分析を実施して予算編成等に活用が可能となるなど、従来の「作って見せる」公会計から「活用する」公会計へと、公会計の役割が変わっている。そのため、先進事例の一層の掘り起こし及び普及、研修の充実・強化や地方自治体が行う研修への支援等を通じた公会計を担う人材の育成を行うなど、「活用する」公会計に向けた支援体制の構築を図っていく必要が

ある。

（地方財政の全面的な「見える化」）

住民や議会等に対する説明責任をより適切に果たし、住民サービスの向上や地方自治体のガバナンスの向上を図る観点から、地方自治体の協力も得ながら、決算情報等の全面的な「見える化」を図る必要がある。

都道府県及び市区町村の決算情報について、財政状況資料集をはじめとする各種資料が公表されているところであるが、これまで人件費、普通建設事業費及び公債費のみに限られていた住民一人当たりコストについて、性質別・目的別で網羅的に「見える化」を図るべきである。その際、地方自治体は、地理的・地形的要因や人口規模等が様々であることから、住民一人当たりコストについて、他団体との一律の比較は適当ではなく、自団体における経年比較や類似団体との比較が可能となるよう留意すべきである。

さらに、公共施設等の老朽化度合いを示す指標、施設類型ごとのストック情報、固定資産台帳による土地情報等についても、「見える化」等を図るべきである。

（公共施設等の総合的な管理）

公共施設等の総合的かつ計画的な管理（公共施設マネジメント）は、喫緊の課題である。各地方自治体は、公共施設等総合管理計画を公共施設等の集約化・複合化に踏み込んだものとするよう努めつつ、平成28年度中の策定完了に向けて作業を加速させる必要がある。

公共施設マネジメントは、住民サービスの提供の仕方に大きく関わるものであることから、地方自治体が住民・議会等の理解を得ながら、国の支援措置も活用し、自主的に公共施設等の最適な配置等の取組を進めていくことが重要である。

(公営企業会計の適用拡大の推進)

公営企業が経営基盤の強化、財政マネジメントの向上を図るためには、企業会計原則を最大限取り入れた公営企業会計を適用することで、経営・資産等の状況を正確に把握し、経営に活用していくことが求められる。このため、重点事業である下水道事業及び簡易水道事業を中心に、平成31年度までの集中取組期間において、着実に公営企業会計の適用が進むよう取り組むべきである。¹²

4 地方創生への対応

(1) 自主性・主体性を発揮したまち・ひと・しごと創生の推進

平成27年度地方財政計画において「まち・ひと・しごと創生事業費」として1.0兆円が計上され、平成28年度においても引き続き同額が計上されたところである。人口減少の克服のような構造的な課題の解決には長期間を要するため、平成29年度以降も恒久財源を確保し、地方創生の取組を息長く支援すべきである。

既に述べたとおり、地方自治体は、住民や議会をはじめとして、地域を構成する様々な個人や団体の参画を得ながら、「地方版総合戦略」を策定し、その取組が本格化している。人口減少等により生じる課題やそのための対処方針、目指すべき姿は地域ごとに様々であることから、地方創生は、地方自治体が自主性・主体性を発揮して、地域の実情に応じて取り組むべきものである。

まち・ひと・しごと創生事業費を活用した個々の地方自治体の取組について、国の政策目的との整合性、事業の効率性や成果を検証していくべきとの議論があるが、国が一義的に効果や効率性を判断することは、地方創生の趣旨に反するものである。地方創生の取組について

¹² 公営企業会計の適用の推進に当たっての意義・必要性、取組期間・対象事業及び支援措置等の留意事項については、「公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について」(平成27年1月27日付総務省自治財政局公営企業課長等通知)に記載されている。

は、それぞれの地方自治体が、住民に対する説明責任を果たすとともに、地方議会等において十分な検証が行われることが適当である。

（２）地域活性化

地方自治体は、地域の個性を活かした産業振興、雇用創出等による地域経済の活性化策を展開しており、こうした創意工夫を力強く推進すべきである。地域経済の活性化は、税源涵養を通じて税収の増加をもたらし、地域の自立や地方財政の質の向上につながる。

このため、「ローカル10,000プロジェクト」¹³について、全国の市町村での創業支援事業計画の策定を推進し、地域金融機関による資金の活用を拡大しながら、更なる全国展開を図ることが必要である。また、「分散型エネルギーインフラプロジェクト」¹⁴について、関係省庁が連携して事業化を支援するとともに、「公共施設オープン・リノベーション」¹⁵や、「地域経済グローバル循環創造事業」¹⁶などを引き続き推進すべきである。これらの「地域経済好循環推進プロジェクト」やマイナンバーカードを活用した地域経済活性化¹⁷を推進することにより、力強い地域経済がつくられることが期待される。

また、地域活性化のためには、経済の活性化のみならず、地方への人の流れを創出し、地域で人が活躍する受け皿を整備することが必要である。このため、「地域おこし協力隊」の隊員数の拡大や、研修の

¹³ 創業支援事業計画（産業競争力強化法）に基づき、地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型企業を10,000事業程度立ち上げるもの。

¹⁴ 自治体を核として、需要家、地域エネルギー会社及び金融機関等、地域の総力を挙げてプロジェクトを推進し、バイオマス、風力、廃棄物等の地域資源を活用して地域エネルギー事業を次々と立ち上げるもの。

¹⁵ 自治体の有する公共施設を、クリエイター等のアイデアを活用して民間に開放し、新しく素敵な公共空間に生まれ変わらせることによって、民間事業者のビジネス拠点を創出するもの。

¹⁶ 地域製品の海外への販路開拓や対日直接投資等に係る情報を一元的に集約したポータルサイトを活用し、魅力ある地域製品等の情報を、民間事業者等と連携して世界に発信するもの。

¹⁷ マイナンバーカードのマイキー部分（公的個人認証機能や空き領域のことを言い、民間も含めて幅広く利用が可能）を活用するとともに、自治体クラウドを推進し、公共施設等における行政サービスの改革や、商店街等での購買力の増大など、地域経済の活性化・好循環拡大につなげる取組の検討が進められている。

充実、相談体制の確立、起業支援による受入れ体制の整備、「移住・交流情報ガーデン」における円滑な情報提供・相談機能の発揮等を通じて地方への移住・交流を更に推進すべきである。

さらに、中山間地や離島・過疎などの条件不利地域においては、住民生活に不可欠な生活サービスの確保が、地域全体を維持する上で大きな課題となっている。これに対し、基幹集落を中心とした複数集落による「集落ネットワーク圏（小さな拠点）」を形成するとともに、地域内外の人材確保と育成を通じた「地域運営組織」の形成や持続的な運営を支援し、高齢者の生活支援等の地域のくらしを支える仕組みづくりを推進すべきである。

おわりに ～安定的な財政運営を～

全国では今年度から地方創生の取組が本格化している。その根拠となる各地域の「地方版総合戦略」の策定には、産業団体や大学を含む教育機関、地域金融機関、NPOなどの住民組織に、女性や若者を含めた多数の住民がかかわり、目指すべき将来やこれからの取組について議論し、選択をしたとされる。地方創生は、地方自治の実践の場となりつつあるということだろう。

都市からの移住者や交流人口を増やすなどして、地方創生の先駆けとなった地域では、長い年月をかけ工夫を重ねたことが実を結んだといわれている。全国各地域でも息の長い取組が求められる。人口減少の克服という課題に立ち向かうため、地域の未来を担う世代を育てる取組が広がることが期待される。国においては、地域の創意と工夫を存分に生かせるよう、権限移譲などさらなる地方分権改革を求めたい。

新たな年度が始まって早々、震度7を二度記録した平成28年熊本地震は、日本列島が自然災害の脅威と隣り合わせにあることをあらためて浮き彫りにした。長期に余震が続く中、被災地では日常の生活を取り戻そうと必死の努力が続いている。国を中心に迅速かつ着実な対

応が望まれる。

熊本地震を受け、大規模な地震や噴火、台風の襲来に対して、人命はもとより住宅はじめ街並みの被害や経済活動への影響を極力抑える、「減災」の備えが一層必要なことが明らかになった。地方自治体は地理的条件・地形的条件が多様であり、備えるべき災害も地域ごとに異なる。こうした防災・減災の取組は、人口減少の克服をはじめとした地方創生の取組のベースとなるものである。既に、防災・減災の取組に力を注いできた実績を基に、都市部からの移住者等呼び込む施策を行う地方自治体も現れている。

これまで述べてきたように、全国どこに住んでいても幸せや安心・安全が確保されていると実感できる地域社会を実現するために、住民に身近な地方自治体は大きな役割を担っている。地方自治体は、住民が必要なときに、必要なサービスの大半を提供している。

地方自治体が、地域ごとに異なる課題に対処することや、創意工夫により、地域の実情に応じたセーフティネットを提供できる財源として、一般財源がふさわしいのは言うまでもない。必要な一般財源の総額は安定的に確保されなければならない。また、限りある資源を有効に使うため、国の奨励的な補助金についても、できる限り地域の選択と決定に任せることが重要である。

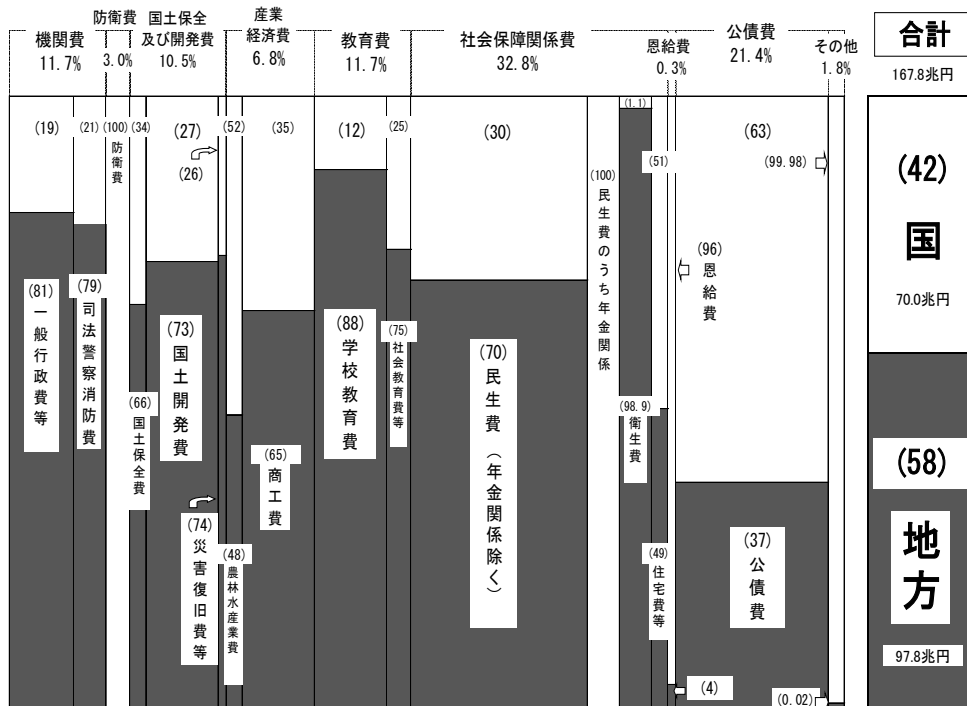
グローバル化の進展により、海外の景気変動が間をおかず波及するなどして、国内の経済社会の状況は大きな影響を受けてきた。そういう状況であればなおさら、住民生活の維持に大きな役割を担う地方自治体の財政運営は安定的で、予見可能性のある仕組みでなければならない。国と地方は役割・機能が大きく異なることを改めて認識する必要がある。そのうえで、双方が適切な役割分担を果たしながら、地域社会の持続性の確保や更なる発展に向けて協力して取り組むことを強く求めたい。

地方財政の果たす役割

資料1

- 我が国の内政を担っているのは地方公共団体であり、国民生活に密接に関連する行政は、そのほとんどが地方団体の手で実施されている。
- その結果、政府支出に占める地方財政のウェイトは国と地方の歳出決算・最終支出ベースで約3/5となっている。

○ 国と地方の役割分担（平成26年度決算）
 <歳出決算・最終支出ベース>



国と地方との行政事務の分担

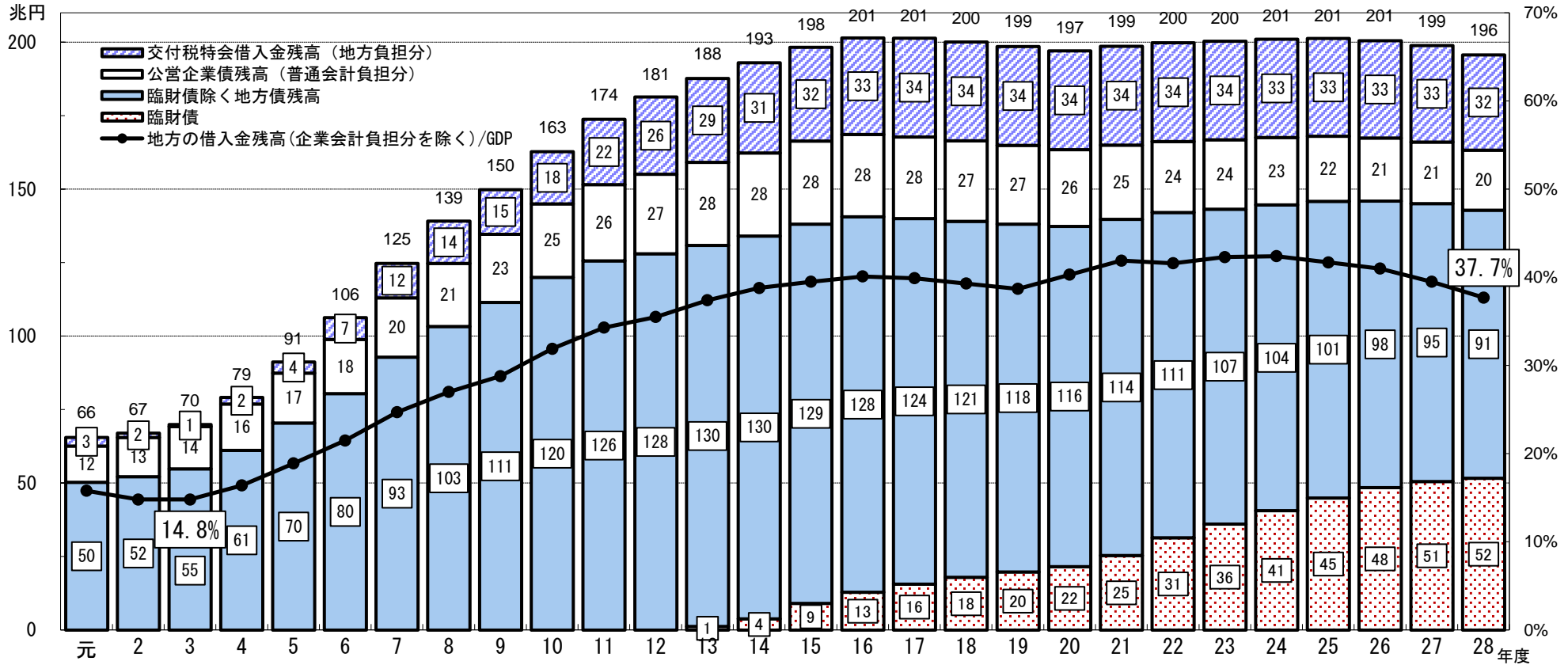
分野	公共資本	教育	福祉	その他
国	○高速自動車道 ○国道 ○一級河川	○大学 ○私学助成(大学)	○社会保険 ○医師等免許 ○医薬品許可免許	○防衛 ○外交 ○通貨
都道府県	○国道(国管理以外) ○都道府県道 ○一級河川(国管理以外) ○二級河川 ○港湾 ○公営住宅 ○市街化区域、調整区域決定	○高等学校・特別支援学校 ○小・中学校教員の給与・人事 ○私学助成(幼~高) ○公立大学(特定の県)	○生活保護(町村の区域) ○児童福祉 ○保健所	○警察 ○職業訓練
市町村	○都市計画等(用途地域、都市施設) ○市町村道 ○準用河川 ○港湾 ○公営住宅 ○下水道	○小・中学校 ○幼稚園	○生活保護(市の区域) ○児童福祉 ○国民健康保険 ○介護保険 ○上水道 ○ごみ・し尿処理 ○保健所(特定の市)	○戸籍 ○住民基本台帳 ○消防

(注) () 内の数値は、目的別経費に占める国・地方の割合
 計数は精査中であり、異動する場合がある。

地方財政の借入金残高の状況

資料2

○ 地方財政は、28年度末見込で約200兆円もの巨額の借入金残高を抱えている。



※1 地方の借入金残高は、平成26年度までは決算ベース、平成27年度は実績見込み、平成28年度は年度末見込み。

※2 GDPは、平成26年度までは実績値、平成27年度は実績見込み、平成28年度は政府見通しによる。

※3 表示未满是四捨五入をしている。

(参考) 公営企業債残高（企業会計負担分）の状況

(単位：兆円)

年度	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
公営企業債残高	19	20	21	22	24	25	26	28	29	30	31	32	33	33	33	33	32	32	31	30	30	29	28	27	26	25	25	24

地方財政計画（通常収支分）の歳出の分析

資料3

- ・ 国庫補助関連事業(約32.1兆円)、国が法令等で基準を設定しているもの(警察官や高校教員数など)、国が法令でその実施を義務付けているもの(戸籍、保健所、ごみ処理など)が、地方一般歳出の大部分を占めている。

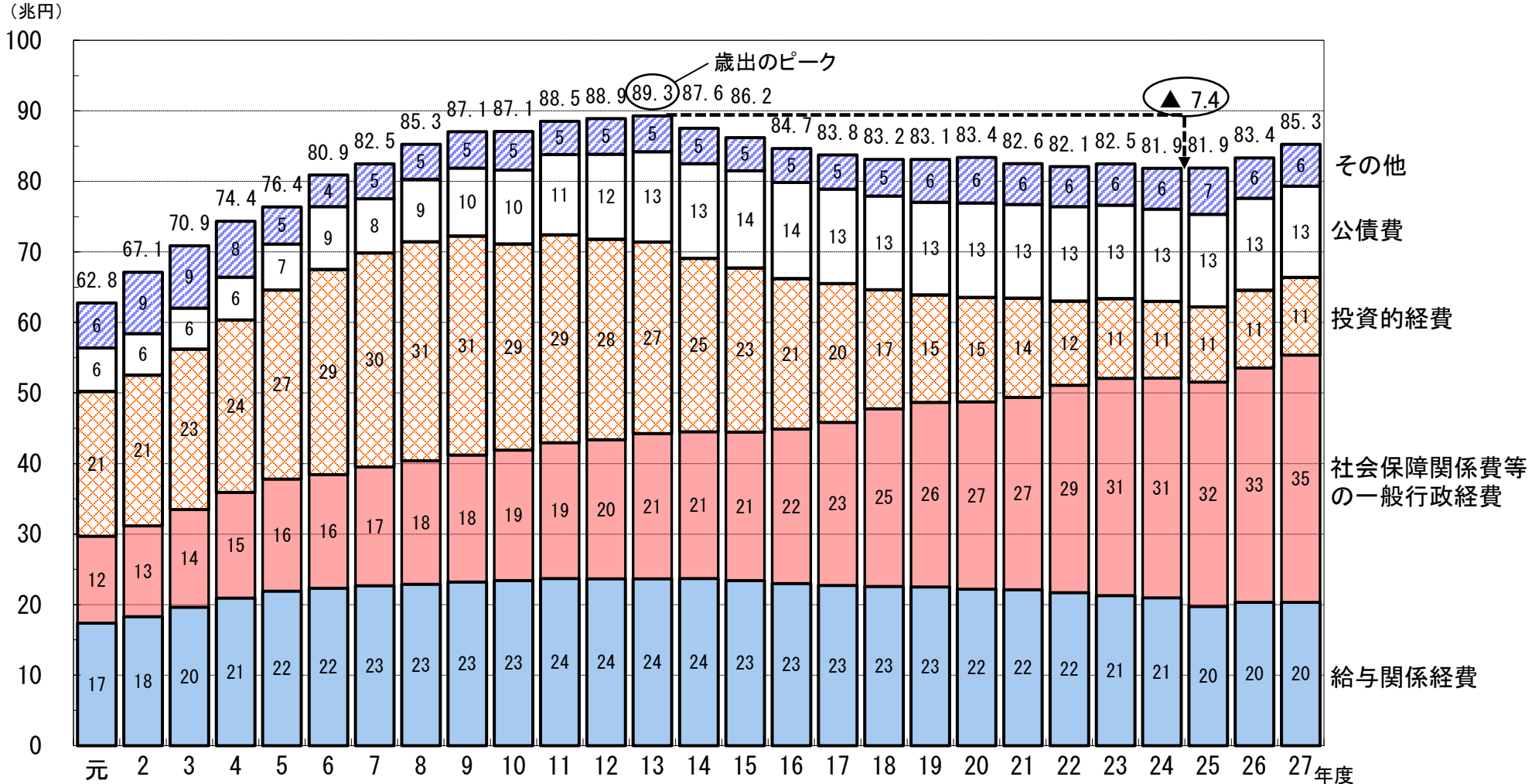
地方財政計画(平成28年度)【85兆7,593億円】 (単位:億円)

		国費	地方費	合計	説明	
給与関係経費	補助	15,543		15,543	小中学校教職員等 地方警察官 21,150 消防職員 12,240 高校教職員 17,108	
	地方単独		40,921	40,921		
	203,274		50,498	50,498		← ケースワーカー、公立保育所保育士等の福祉関係職員等
	地方単独		96,312	96,312		
一般行政経費	補助	85,289		85,289	生活保護、介護保険(老人ホーム、ホームヘルパー等)、後期高齢者医療、障害者自立支援等	
	地方単独		104,715	104,715		
	357,931		1,821	1,821	一般行政経費(単独)は社会保障など住民に身近な地方の様々な取組に対応	
	地方単独		138,553	138,553		
	国保・後期高齢者		15,053	15,053	警察・消防の運営費、ごみ処理、道路・河川・公園等の維持管理費、予防接種、乳幼児健診、義務教育諸学校運営費、私学助成、戸籍・住民基本台帳 など	
	まち・ひと・しごと創生事業費		10,000	10,000		
	重点課題対応分		2,500	2,500		
地域経済基盤強化・雇用等対策費			4,450	4,450	都道府県財政調整交付金、保険基盤安定制度(保険料軽減分)、国保財政安定化支援事業	
直轄事業負担金	直轄・補助(公共事業等)	5,677		5,677	清掃、農林水産業、道路橋りょう、河川海岸、都市計画、公立高校など	
	112,046		26,343	26,343		
	地方単独		25,685	25,685		
公債費	128,051			128,051	(注) その他には、小・中学校、ごみ処理施設、社会福祉施設、道路等の事業で、いわゆる国庫補助事業の継ぎ足し単独や補助事業を補完する事業等、国庫補助と密接に関係する事業も含まれる。	
	公営企業操出金		15,905	15,905		
その他	25,143			25,143	上下水道、病院(高度医療等)等	
	26,698		9,238	9,238		
補助等	57.3%					
単独	42.7%					
補助	46.4%					
単独	48.5%					

地方財政計画の歳出の推移

資料4

近年の地方財政計画の歳出は、高齢化の進行等により社会保障関係費（一般行政経費に計上）が増加する一方で、行政改革等により、給与関係経費や投資的経費が減少していることから、全体としては抑制基調にある。



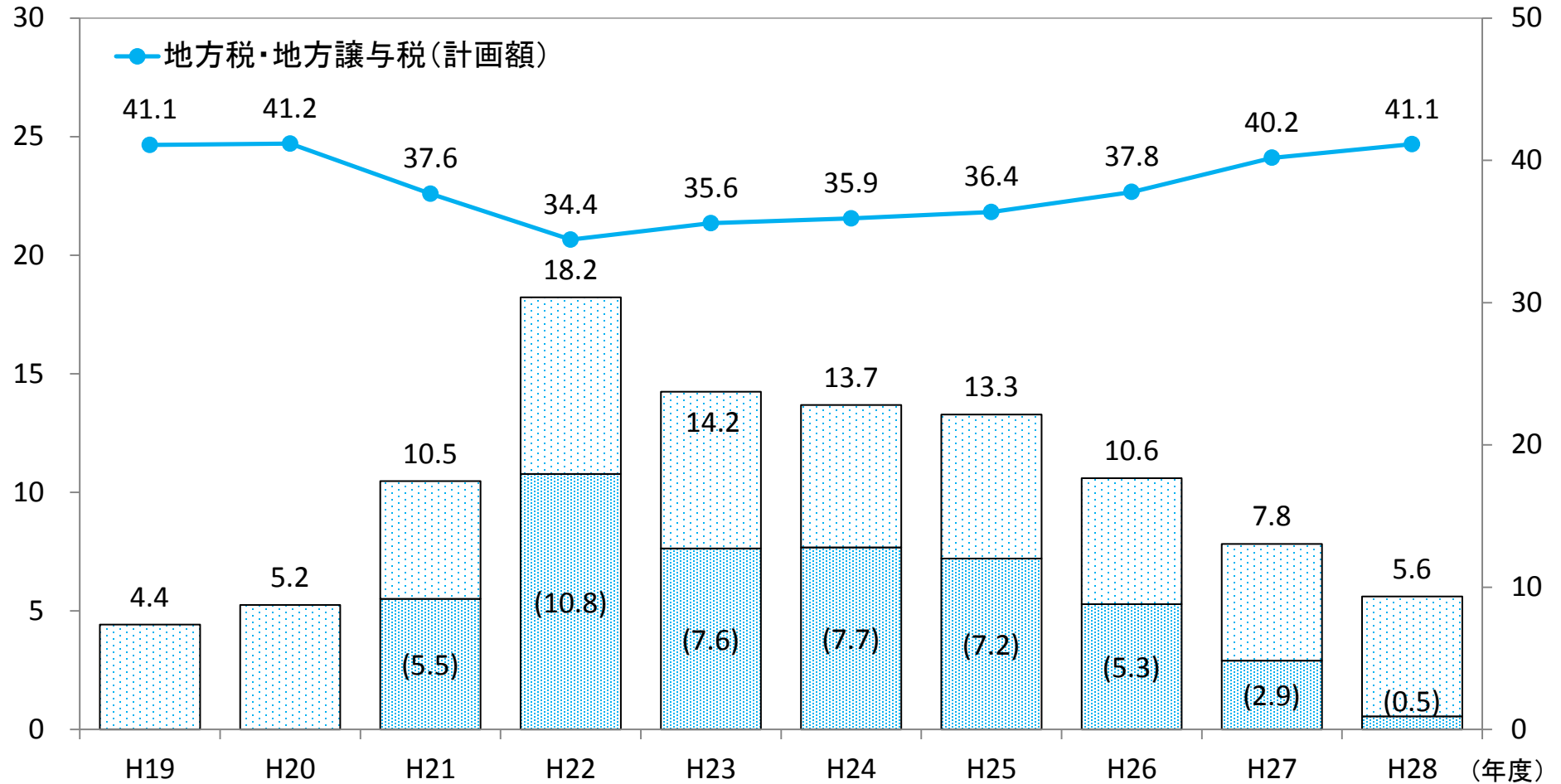
地方の財源不足額と地方税収

資料5

○ 近年は巨額の財源不足が続いている状況

(財源不足額 兆円)

(地方税・地方譲与税 兆円)

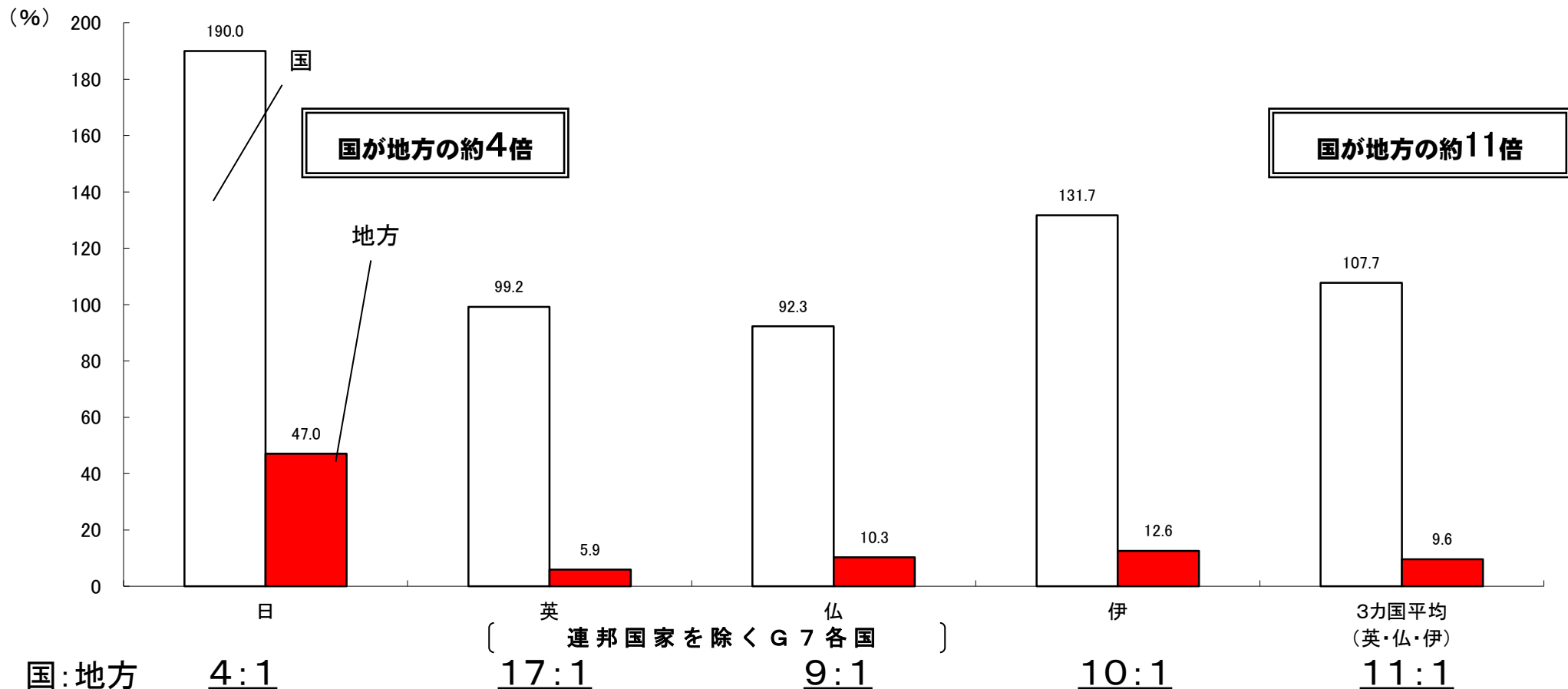


※ ()は折半対象財源不足額

国・地方の債務残高（GDP比）の国際比較

資料6

- ・ 地方は、国と異なり、金融・経済・税制等の広範な権限を有していないため、国と地方の財政状況を単純に比較することはできない。
- ・ また、地方は赤字地方債（臨時財政対策債等）を国が設定した枠内でしか発行できないことから、収支均衡を図るためには、歳出を削減せざるを得ないため、結果として、財政赤字や債務残高の数値が国と比べて良くなっているにすぎない。
- ・ 地方の財政赤字や債務残高は国よりも小さいが、それでも諸外国よりは多額の債務残高（平成27年度末見込み：199兆円）を抱えているため、まずは地方財政の健全化が急務。



（出典） OECDデータ、内閣府「国民経済計算」より作成（2012年度）。

プライマリーバランスについて

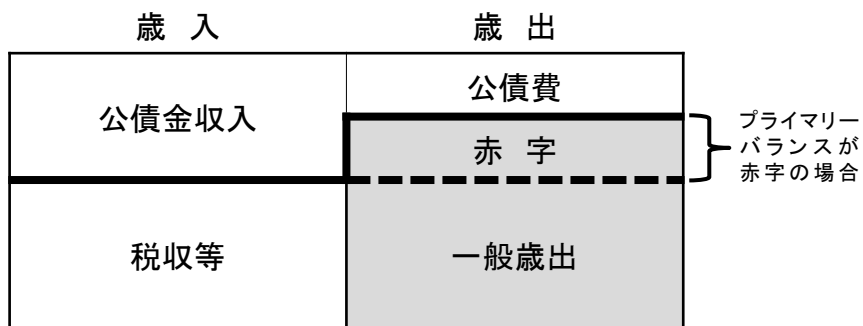
資料7

地方交付税は国から地方への財源移転(中間支出)であり、その増減は、国・地方通じたプライマリーバランスに影響を与えない。

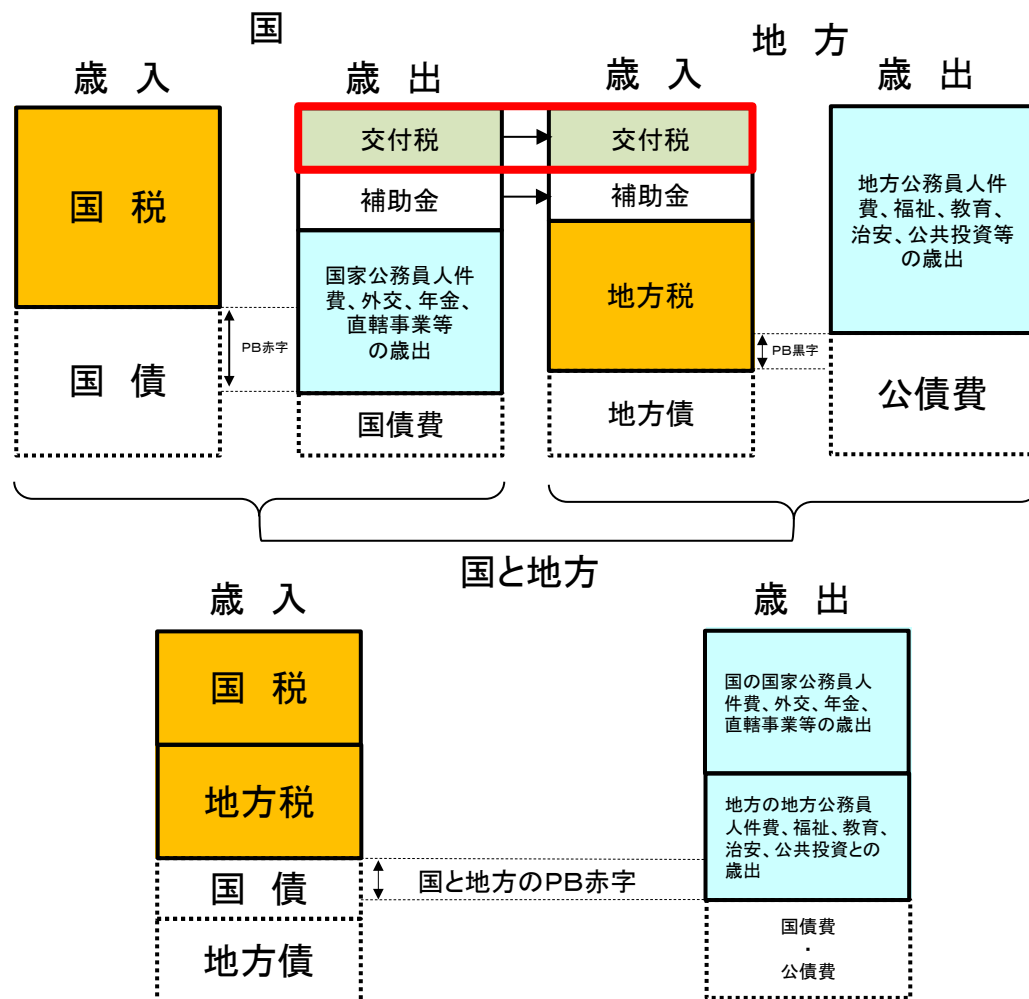
- 交付税増の場合 ⇒ 国債が増、地方債が減 ⇒ 国PBは悪化し、地方PBは改善するが、国地方PBは不変
- 交付税減の場合 ⇒ 国債が減、地方債が増 ⇒ 国PBは改善し、地方PBは悪化するが、国地方PBは不変

1. プライマリーバランス(基礎的財政収支)とは

公債費を除く歳出を新たな借金(公債金収入)に頼らずに、その年度の収支等で賄えているかどうかをいう。



2. 国と地方のプライマリーバランスについて(イメージ)



地方交付税法(昭和25年法律第211号) (抄)

第6条の3 (略)

2 毎年度分として交付すべき普通交付税の総額が引き続き第10条第2項本文の規定によつて各地方団体について算定した額の合算額と著しく異なることとなつた場合においては、地方財政若しくは地方行政に係る制度の改正又は第6条第1項に定める率(=交付税率)の変更を行うものとする。

<考え方>

- ①地方財政対策を講じる前に、通常の例により算出される歳入歳出におけるギャップ(財源不足額)があり、
- ②その額が、法定率分で計算した普通交付税の額の概ね1割程度以上となり
- ③その状況が2年連続して生じ、3年度以降も続くと見込まれる場合。

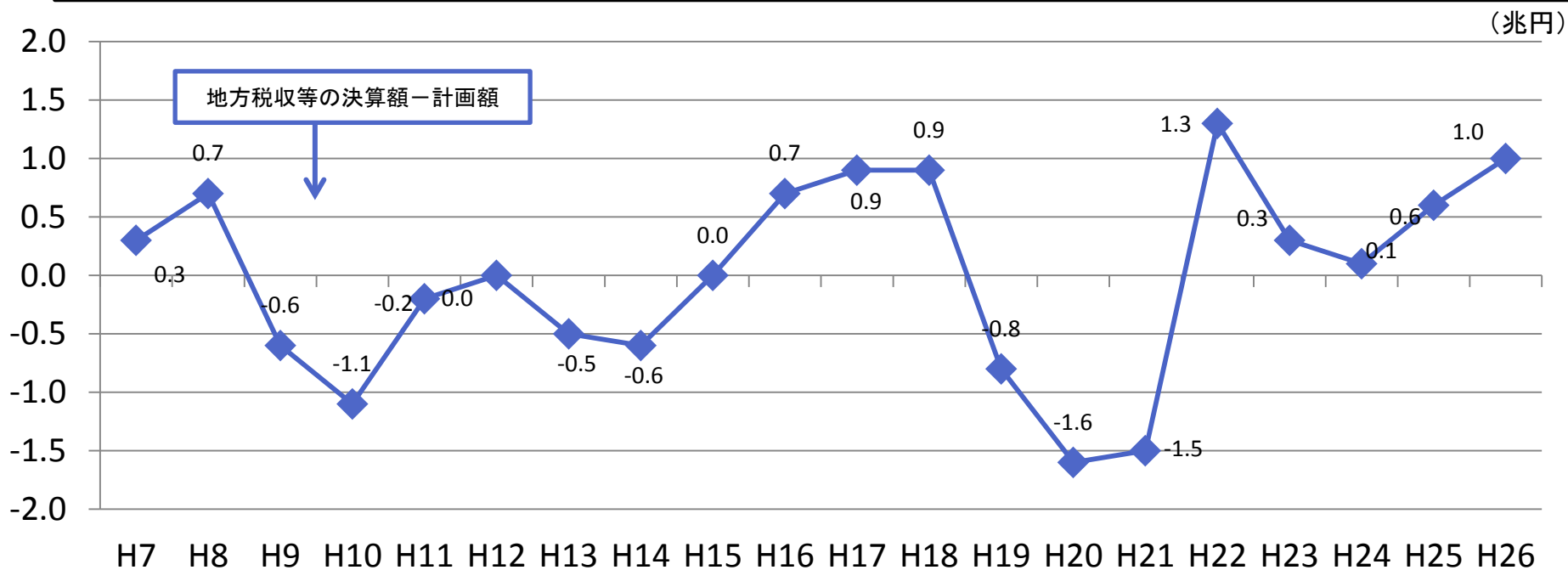
○財源不足への対応

年 度	
8	単年度の措置として、財源不足額のうち地方交付税対応分について、国と地方が折半して補填することとし、臨時特例加算及び国負担分の借入金の償還財源の繰入れを法定。
9	単年度の措置として、平成8年度と同様の対応。
10～12	平⑩～⑫に予定されている交付税特会借入金の償還を平⑬以降に繰り延べるとともに、財源不足は特別会計借入で補填。借入金償還は国と地方が折半して負担する等の措置。
11	恒久的な減税の補填措置として、たばこ税の移譲、交付税率引上げ、地方特例交付金の創設等を行うとともに、その他の財源不足のうち交付税対応分について平⑩の制度改正に沿って財源不足は特別会計借入で補填。借入金償還は国と地方が折半して負担する等の措置。
13～15	折半対象財源不足の1/2は、国が一般会計から加算し、残りは地方が特例地方債(元利償還金の全額を基準財政需要額に算入)を発行することにより補填する等の措置。
16～18	
19～21	※ 平⑬、⑭は特会借入金方式をそれぞれ1/2、1/4併用
22	
23～25	
26～28	
27	地方交付税原資の安定性の向上と充実を図るため、所得税、法人税及び酒税の地方交付税率を見直すとともに、たばこ税を地方交付税の対象税目から除外。

地方税(決算－計画)の推移

資料9

- 各年度における地方税収の決算額と地方財政計画の乖離は過大・過小様々であるが、中長期的には過大・過小は概ね相殺。



地方税収 の決算額 －計画額	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H7 ～ H26 計
		0.3	0.7	-0.6	-1.1	-0.2	0.0	-0.5	0.6	0.0	0.7	0.9	0.9	-0.8	-1.6	-1.5	1.3	0.3	0.1	0.6	